

広報広聴会議

日 時 令和5年6月2日（金） 午後1時00分～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 広報部会活動

(2) 広聴部会活動

3 そ の 他

【参考】

フェイスブック投稿担当

| | | |
|--------|---|----------------------------|
| 本会議 | → | 委員長 |
| 各委員会 | → | 各副委員長（副委員長が委員でない場合は所属する委員） |
| 広報広聴会議 | → | 委員長 |
| 各部会 | → | 各部会長 |
| その他 | → | 委員長もしくは関係する委員 |

亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン

平成26年4月7日 議会運営委員会決定

ソーシャルメディアの活用を通じて、より多くの市民へと情報を効率的に伝えると共に、市民からの意見を収集することが可能となる。しかし一方で、その匿名性ゆえに、公に承認されていない情報や断片的な情報を発信する恐れもあり、意図する範囲を超えた情報拡散が起り得るといった問題点もある。

亀岡市議会は、ソーシャルメディアの特性を最大限活用しつつ、公の機関として自らの信用を損なわないリスク管理を行うよう、利用の基準（以下、ガイドラインとする）を策定することにする。

1. 適用範囲

本ガイドラインは、亀岡市議会議員及び、亀岡市議会事務局職員に適用される。

2. 基本原則

運用方針に定められているものの他、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 情報を発信する際には、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意するとともに、誤解を招くことのないよう、正確な記述に努めること。
- (2) 守秘義務に反しないことはもとより、意思形成過程にある情報の取り扱いについても充分留意すること。
- (3) 亀岡市議会から発信された情報は、議会の権限の及ばない事項についても、市民に対して相当の信憑性を与えることを充分認識すること。
- (4) 一度ネットワーク上に公開された情報を、完全に削除することが困難であることを念頭におくこと。

3. 禁止事項

次に掲げる情報は、発信してはならない。

- (1) 人種、信条、思想、宗教などの差別、または差別を助長する情報
- (2) 違法行為を煽る情報
- (3) 不正確な噂等を助長する情報
- (4) わいせつな内容を含む情報
- (5) 亀岡市及び亀岡市と利害関係にある者（法人・団体を含む）の秘密に関する情報
- (6) 非公開の会議の内容に関する情報
- (7) その他一切の公序良俗に反する情報

4. 管理権限

ソーシャルメディアにおける、亀岡市議会アカウントの管理権限は、次に掲げる者が有する。

- (1) 亀岡市議会議長
- (2) 議会運営委員長

(3) 広報広聴会議委員長及び副委員長

(4) 管理権限者が認めた者

5. 掲載事項

亀岡市議会から発信する情報は、次に掲げるもの及び管理権限を有する者が必要と認めたものとする。

(1) 会議日程

(2) 議案

(3) 審査内容

(4) 議決事項

(5) 議会報告会及び、市民との意見交換会の案内

(6) 広報部会で決定された、議会だよりに掲載される事項

(7) 市民からの意見に対する返答

(8) 議長公務及び議会の活動報告

6. 双方向性

市民からソーシャルメディアを通じて寄せられた意見については、次に掲げるものに分類し、取り扱うことを原則とする。

(1) 政策提案については、陳情に準じた取り扱いとする。

(2) 意見交換会の開催等を求めるものについては、広聴部会に諮る。

(3) 特定の議案について、可決及び否決若しくは継続審査を求める意見については、取り扱わない。

(4) 特定の議案について、特定の議員の賛否に対する行動についての意見は、削除する。特定の議員に対する意見、苦情も同様に扱う。

(5) 議会に対する意見、苦情については、参考意見とする。

(6) その他市民からの意見の取り扱いについては、管理権限を有する者に諮る。

(7) わいせつその他公序良俗に反する意見については、削除する。